

だい しょう くまがやししょう しゃしえんけいかく だい き きほんてき かんが かた
第4章 熊谷市障がい者支援計画(第7期)の基本的な考え方

1 きほんりねん 基本理念

「^{しょう}障^{ひと}がいのある人もない人も、^{ひと}誰もが^{だれ}個人として^{ひと}等しく^{そんちょう}尊重されるとともに、^{じぶん}自分の^い生き方を^{かた}主体的に^{しゅたいてき}選択し、^{せんたく}住み慣れた^す地域^なの中で^{ちいき}ともに^{なか}支え合いながら、^あいきいきと^く暮らし^{つづ}続けられる^{きょうせいしゃかい}共生社会^{じつげん}の実現^{めざ}を目指す。」
この^{かんが}考え方は、^{かた}計画^{けいかく}を通じて^{つう}の一貫^{いっかん}した^{かんが}考え方は、^{かた}です。

^{こじん}個人の^{じりつ}自立を^{きほん}基本として、^{かてい}家庭は^{ちいき}もちろんのこと、^{およ}地域コミュニティ^{およ}及びNPO、^き企業^{ぎょう}などとの^{れんけい}連携により、^す住み慣れた^{ちいき}地域^くで暮らし^{つづ}続けるとい^{かんが}う^{かた}考え方に^{ふくし}立ち、福祉サ
ービス^{ていきょうしゅたい}提供主体^{ゆうりょう}の^{かつよう}優良なサービス^{ちいきじゅうみん}を活用しつつ、^{たが}地域住^{ささ}民が^あお互いに^{ちから}支え合い、力
を^あ合わせて^く暮らし^{ちいきしゃかい}地域社会^{めざ}をつくりあげていくことを^ひ目指し、^{つづ}引き続^いき「ともに^い生き、
ともに^く暮らせる^{きほんりねん}まちづくり」を^{かか}基本理念^きに掲げます。

きほんりねん 基本理念

ともに生き、ともに暮らせるまちづくり



2 施策の基本方針

「ともに生き、ともに暮らせるまちづくり」を実現するため、5つの基本方針に沿って推進します。

ともに生き、
ともに暮らせるまちづくり

基本方針1 心かようやさしいまちづくり

- 1 推進基盤の整備
- 2 心のバリアフリーの推進
- 3 支える人づくり
- 4 権利擁護の取組
- 5 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく取組

基本方針2 いきいき暮らすまちづくり

- 1 相談体制の整備
- 2 福祉サービスの充実
- 3 地域生活移行や地域生活の継続支援に対応したサービス提供体制の整備
- 4 住宅環境の整備

基本方針3 すこやかに育むまちづくり

- 1 障がい児相談支援の提供体制の確保
- 2 地域支援体制の構築
- 3 保育、保健医療、教育、就労支援など関係機関と連携した支援
- 4 インクルーシブ教育の推進
- 5 経済的支援
- 6 特別な支援が必要な障がい児等に対する支援体制

基本方針4 生きがいのあるまちづくり

- 1 就労の場の確保
- 2 社会参加の促進

基本方針5 安心・安全なまちづくり

- 1 みんなにやさしいまちづくり
- 2 移動しやすい環境の整備
- 3 安全な暮らしの確保

3 重点施策

施策を展開する中で、障がい者団体及び計画相談事業所からの意見・要望、障がい者計画（第3次）、障害福祉計画（第6期）、障害児福祉計画（第2期）での取組状況からの課題、大里地域自立支援協議会で取り上げている課題などを踏まえ、本計画期間内において、特に重点的に取り組むべき「施策」を以下のとおりといたします。

「大里地域自立支援協議会」：熊谷市、深谷市及び寄居町で共同設置され、地域内の学識経験者、障がい者団体、保健・医療、教育、雇用などの関係機関、民生委員・児童委員、企業、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所による地域の障がい福祉に関する協議の場として、組織されている協議会です。

1 障害福祉サービスの提供体制の確保により、切れ目のない支援を図ります

地域のあらゆる住民が、ともに認め合うことができる共生社会を実現するために、障がいのある方の自己決定を尊重し、障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスを利用することで、自立と社会参加の実現が図られるように、障害福祉サービスの提供体制の整備に努めます。

また、基幹相談支援センター（くまさぼ）を中心に、障がいのある方及びその家族からの相談に応じる体制の構築や相談支援を行う人材の育成、個別事例における専門的な指導や助言等の実施に努めます。

施設入所から地域生活への移行が進められるように、地域における居住の場としてグループホームの質の向上や、訪問系・日中活動系サービスの充実を図るとともに、重症心身障がい者の親亡き後の受入れ先としての施設入所支援施設の確保などが課題です。このことから「障害福祉サービスの提供体制の確保」を本計画の重点施策として取り上げます。

1 相談体制の整備

し さく しょうがいしゃそうだんしえん じゅうじつ
施策№35 障害者相談支援センターの充実

し さく きかんそうだんしえん じゅうじつ
施策№36 基幹相談支援センター（くまさぽ）の充実

2 福祉サービスの充実

し さく にちちゅうかつどう ば かくほ す ば かくほ
施策№39～53 （1）日中活動の場の確保、（2）住まいの場の確保

3 地域生活移行や地域生活の継続支援に対応したサービス提供体制の整備

し さく いりょうたいせい じゅうじつ
施策№82 医療体制の充実

し さく ざいたくいりょうたいせい じゅうじつ
施策№83 在宅医療体制の充実

2 障がいのある方の社会参加を進めます

しょう かた しゃかいさんか すす
障がいのある方が社会の一員として、経済、文化、スポーツなど社会のあらゆる
ばめん みずか せっきよくてき かか こうりゅう ば ていきょう こう
場面に自ら積極的に関わっていけるようにするために、交流の場の提供や雇用
の促進、社会的障壁の除去、障がい特性に応じた情報の提供など多様なニーズ
に対応していく必要があります。このことから「障がい児者の社会参加の促進」を
ほんけいかく じゅうてんし さく と あ
本計画の重点施策として取り上げます。

基本方針1 心かようやさしいまちづくり

1 推進基盤の整備

し さく ちいきじゅうみん こうりゅう すいしん
施策№1 地域住民との交流の推進

2 心のバリアフリーの推進

し さく こうりゅうかんきょう じゅうじつ
施策№8 交流環境の充実

し さく こころ ふきゅうけいはつ
施策№13 心のバリアフリーの普及啓発

5 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく取組

し さく しょうがいのあるかた こうかてき じょうほうていきょう
施策№31 障がいのある方への効果的な情報提供

し さく こうほうかつどう じゅうじつ
施策№32 広報活動の充実

きほんほうしん い
基本方針4 生きがいのあるまちづくり

1 しゅうろう ば かくほ
就労の場の確保

しさく こよう ば かくだい
施策№125 雇用の場の拡大

しさく しゅうろうしえんしさく すいしん
施策№126 就労支援施策の推進

しさく しゅうろういこうしえん
施策№127 就労移行支援

しさく しゅうろうていちゃくしえん
施策№128 就労定着支援

しさく しゅうろうけいぞくしえん がた がた
施策№133 就労継続支援（A型・B型）

2 しゃかいさんか そくしん
社会参加の促進

しさく しょう じしゃ こうきょうしせつりよう そくしん
施策№136 障がい児者の公共施設利用の促進

しさく ししゅさい しょう かた さんか そくしん
施策№139 市主催のイベントにおける障がいのある方の参加の促進

しさく しょう しゃ すいしん
施策№141 障がい者スポーツの推進

きほんほうしん あんしん あんぜん
基本方針5 安心・安全なまちづくり

1 みんなにやさしいまちづくり

しさく す そうごうてきすいしん
施策№145 住みやすいまちづくりの総合的推進

しさく こうつうかんきょう せいび
施策№147 交通環境の整備

2 いどう かんきょう せいび
移動しやすい環境の整備

しさく ふくし せいで じどうしゃねんりようひきゅうふせいで しえん
施策№155 福祉タクシー制度・自動車燃料費給付制度による支援

しさく いどうしえん
施策№157 コミュニティバスによる移動支援

3 さいがいはっせいじ ひなんしえんたいせい せいび
災害発生時における避難支援体制を整備します

へいせい ねん はっせい ひがしにほんだいしんさい れいわがんねん はっせい ひがしにほんだいふういこう さいがいはっせい
平成23年に発生した東日本大震災や令和元年に発生した東日本台風以降、災害時
ひなんたいさく かんしん たか さいがいたいおう きほんりねん じじょ きょうじょ
避難対策への関心が高くなっています。災害対応の基本理念である「自助・共助・
こうじょ れんけいたいせい こうちく さいがいはっせい おう なに
公助」の連携体制の構築のため、災害状況に応じて、何がどこまでできるのか、

またどんな支援が必要なのか調整しなければなりません。このことから、「災害発生時における避難支援」を本計画の重点施策として取り上げます。

基本方針5 安心・安全なまちづくり

3 安全な暮らしの確保

施策№160 避難行動要支援者支援制度の推進

4 障がい児に対するきめ細かな支援体制を確保します

子ども・子育て支援法に基づく教育、保育の利用状況を踏まえ、障がいの疑いのある段階から当該児及びその家族に対する継続的な相談支援を行うとともに、居宅介護や短期入所などの障害福祉サービス、障がい児通所支援などの専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育などの関係機関とも連携を図った上で、障がいのある子ども及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業までの一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築に努めます。

また、重症心身障がい児、医療的ケア児、強度の行動障がいや高次脳機能障がいのある障がい児、虐待を受けた障がい児につきましても、地域における課題の整理や地域資源の開発を行いながら、支援体制の充実を図る必要があります。このことから、「障がい児に対するきめ細かな支援体制の確保」を本計画の重点施策として取り上げます。

基本方針3 すこやかに育むまちづくり

1 障がい児相談支援の提供体制の確保

施策№93 児童発達支援センターや障害児相談支援事業所による相談支援

施策№94 障害児通所支援事業所による育児相談支援

2 地域支援体制の構築

しさく じどうはったつしえん
施策№97 児童発達支援

しさく いりょうがたじどうはったつしえん
施策№98 医療型児童発達支援

しさく きょたくほうもんがたじどうはったつしえん
施策№99 居宅訪問型児童発達支援

しさく ほうかごとう
施策№100 放課後等デイサービス

4 インクルーシブ教育の推進

しさく しょういふく すいしん
施策№113 インクルーシブ教育の推進

しさく ようちえん しょう ようじ うけい そくしん
施策№116 幼稚園における障がいのある幼児の受入れの促進

5 特別な支援が必要な障がい児等に対する支援体制の整備

しさく じゅうしょうしんしんしょう じ いりょうてき じどう しえんたいせい かくほ
施策№119 重症心身障がい児や医療的ケア児等への支援体制の確保

しさく いりょうてき じどう ていでんじ でんげんかくほ
施策№121 医療的ケア児等の停電時の電源確保



P 5 2、5 3 だいめい 題名「あきふゆ 秋冬のイベント」

4 計画の推進体制

1 庁内関係各課の連携による取組

ほんけいかく すいしん あ かんけいかく か しょ しつ おうだんてき れんけい たいせい けいぞく
本計画の推進に当たり、関係各課（所・室）を横断的に連携する体制を継続し、
しんちよくじょうきょうちょうさ おこな こうりつてき じ む しっこう すいしん
進捗状況調査を行うなど、効率的な事務執行を推進します。

2 関係機関との協働による推進

ぎょうせいおよ しゃかいふく し ほうじん し ないがい かんれんしせつ きかん
行政及び社会福祉法人をはじめとする市内外の関連施設・機関がそれぞれの
やくわり は いったい と く たいせい せいび すいしん
役割を果たしながら、一体となって取り組む体制の整備を推進します。

「きょうどう きほん こじんじょうほう ほ ぎ はいりょ じょうほう きょうゆう すす ちいきしゃ
協働」を基本に、個人情報保護に配慮しつつ情報の共有を進め、地域社
かい こうせい し みんおよ し みんだんたい じぎょうしゃ しょう しゃだんたい ぎょうせい れんけい
会を構成する市民及び市民団体、事業者、障がい者団体、行政の連携のもと、
けいかくてき しさく すいしん ほうせいど かいせい くに けん どうこう てきかく はあく
計画的に施策を推進します。また、法制度の改正など、国・県の動向を的確に把握
すると同時に、どうじ ちほうぶんけんしゃかい たいおう つと
と同時に、地方分権社会にも対応できるよう努めます。

3 進捗管理の点検・評価

かくしさく たっせいじょうきょう ねんど とりくみ てんけん ひょうか ひつよう
各施策の達成状況について年度ごとにその取組を点検し、評価していく必要が
あります。

てんけん ひょうか かんけいぶ か れんけい しんちよくかんり くまがやししょう
点検・評価には、関係部課が連携し、進捗管理していくとともに、熊谷市障
しゃしさくすいしんいんかい かんけいきかん いけん もと
がい者施策推進委員会など関係機関に意見を求めます。

